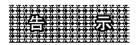


# 長野県報

4月18日(木) 令和6年 (2024年) 第501号

目 次

告 示	
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
基本測量の実施(2件)(建設政策課)	3
公共測量の実施(建設政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
公共測量の終了(9件)(建設政策課)	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	7
公 告	
表彰規則に基づく表彰(人事課)	8
毒物劇物取扱者試験の実施(薬事管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (農地整備課)	9
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	10
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	11
下製(道路管理製) 1	12



# 長野県告示第236号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 飯田市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

9

(「次の図」及び「次のとおり」は、彳	省略し、その	の図面及び関係書類を長野県林務部森林づく	り推進課及び飯田市役所に備え置いる	C
縦覧に供する。)				

森林づくり推進課

#### 長野県告示第237号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 木曽郡南木曽町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 南木曽町 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

# 長野県告示第238号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

報

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第239号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 (航空重力測量)

2 作業期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

3 作業地域

長野市、中野市、大町市、飯山市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、下高井郡木島平村、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町、 下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村

建設政策課

# 長野県告示第240号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 (重力測量)

2 作業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

千曲市

建設政策課

#### 長野県告示第241号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項・39条の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 2級基準点測量、三次元点群測量(UAV レーザ測量)

ŀ	令和6年(2024年)4月	18日(木)	長 野	県	報	第501号
	作業期間 令和6年4月10日から令和6年1 作業地域	0月18日まで				
	下水内郡栄村					建設政策課
	野県告示第242号 関東地方整備局利根川水系砂防 よる公共測量を終了した旨の通知 令和6年4月18日			測量法	(昭和24年法律第18	8号)第14条第2項・第39条の規定
	作業種類 公共測量 基準点測量 作業期間					長野県知事 阿 部 守 一
3	令和5年10月25日から令和6年1 作業地域 小諸市	月31日まで				建設政策課
Į.	長野県告示第243号					_
			おり測量法	(昭和2	4年法律第188号)	第14条第2項・第39条の規定による
	作業種類 公共測量 UAV レーザ測量 2 作業期間					長野県知事 阿 部 守 一
	令和5年10月23日から令和6年3 作業地域 松本市	3月25日まで				
						建設政策課
	<ul><li>野県告示第244号</li><li>北陸地方整備局松本砂防事務所</li><li>共測量を終了した旨の通知があり</li><li>令和6年4月18日</li></ul>		おり測量法	(昭和2	4年法律第188号)負	第14条第2項・第39条の規定による
1	作業種類					長野県知事 阿 部 守 一
	公共測量 基準点測量、UAV レー作業期間 令和5年10月6日から令和6年1					
3	作業地域 北安曇郡小谷村	1101H & C				
						建設政策課

ᆂ	野	18	_	_	-	.,,	ı'n	ᆖ
┰⊽	+1	775		ハ	45	/-	ナノ	$\overline{}$

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

報

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、UAV レーザ測量

2 作業期間

令和5年4月28日から令和5年11月17日まで

3 作業地域

北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

# 長野県告示第246号

松本市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の 通知がありました。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 松本市基本図作成

2 作業期間

令和5年8月1日から令和6年3月8日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

#### 長野県告示第247号

松本市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の 通知がありました。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点復旧測量

2 作業期間

令和5年10月16日から令和6年2月13日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

#### 長野県告示第248号

諏訪市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の 通知がありました。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 レベル 1000: 数値撮影、写真地図作成、レベル 2500: 地形図修正、3D都市モデル作成

0	1 A- 344-44	THE
2	作業期	日首

令和5年6月1日から令和6年3月25日まで

3 作業地域

諏訪市

建設政策課

## 長野県告示第249号

千曲市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 数値地形図、修正測量、地図情報レベル 2500

2 作業期間

令和5年7月31日から令和6年3月29日まで

3 作業地域

千曲市

建設政策課

## 長野県告示第250号

山ノ内町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 令和5年度山ノ内町空中写真撮影業務委託

2 作業期間

令和5年8月25日から令和6年2月28日まで

3 作業地域

中野市、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下水内郡栄村

建設政策課

## 長野県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 十砂災害警戒区域の名称

法坂1、発哺7、発哺8及び河原小屋2

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供 します。)

砂防課

## 長野県告示第252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

報

令和6年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称 法坂1、発哺7、発哺8及び河原小屋2

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県長野建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年5月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年4月18日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野菅平線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大字大豆島字中島933番の1地先から 長野市大字大豆島字中島838番の7地先まで	旧	$\frac{m}{16.0 \sim 16.7}$	km 0.3408
同 上	新	$16.0 \sim 17.9$	0. 3408

道路管理課